

期)ならびに第Ⅲ部(名譽革命期)との接合が図られている。

さて、本書の意義を理解するにはいくつかの主要概念、すなわち「混合王政」、「財政の中世的二元主義原則」、そして副題にもあるように「国王私財」について把握しておく必要がある。著者によれば、混合王政は中世以来、国王の特権(=大権)と議会の特権(とくに課税承認権)の二元的均衡が維持されている状態をさし、経常費は「国王私財」により賄われ、非経常費・戦費は議会課税によって賄われるべしという「財政の中世的二元主義原則」によって裏打ちされていた。混合王政を維持するためには、この原則を国王と議会が堅持する必要があるのである。

しかしながら、実際にはこの均衡状態を保つことは困難を極め、それが2つの革命の重要な誘因となったのである。本書によりながら、この点について「国王私財」の動向に焦点をすえ、3つの場面に分けて考えてみよう。

(a) 17世紀前半の国王私財：国王私財の補強

チャールズ1世治世までに、経常・非経常費は肥大化しており、逆に「国王私財」が大きく目減りしていたため、すでに「国王自活原則」は瀕死の状態にあった。しかも戦時における課税による戦費供与についても、議会が「供与の前の救済」という伝統的原則に拘ったため、国王の要求になかなか応じなかった。そのためチャールズは親政を敷き、議会によらない増収策として、「財政封建制」を強化し、絶対主義的傾向を強めていったのである。具体的には、王領地改革(第1・2章)、後見権、徴発権、関税・付加関税の増徴(第5章)、船舶税、フォレスト収入などの新策、その他の非議会的収入の強化(第3章)が行われたのであった。

しかしながら、国王は一方で収入を上回る高い政治的コストを支払うことになった。すなわち1620年代の議会は、国王自活原則とともに、「財政の中世的二元主義」の基幹をなす議会課税協賛権という古い権利を墨守し、図らずも「内乱への道」を歩んだのであった。

(b) 王政復古期の国王私財：国王私財の擬似的再生

「革命の20年(1642-1660)」の最大の痕跡は、中世的「国王私財」(封建的收入、大権的收入、王領地収入)が消失したことである。それに代えて、国王私財として議会が終身ないし世襲的に承認し授与する三大間接税(関税、消費税、炉税)があげられ、これにより国王のすべての経常費が賄われ、戦

酒井重喜 著

『十七世紀イギリス財政史論
—「国王私財」と二つの革命—』

井内 太郎

本書が刊行されたことにより、17世紀イングランドの財政史について邦語で理解できるようになったことを、まずは喜びたい。本書は第Ⅰ部「国王私財」補強と議会特権(5章)、第Ⅱ部「国王私財」の擬似的再生(3章)、第Ⅲ部「国王私財」からシヴィル・リストへ(2章)の3部、全10章から構成される大著である。

本書の最大の成果は、第Ⅱ部において、17世紀、とくに王政復古期の財政運営の実態についてC. D. チャンダマンらの研究に依拠して詳細に分析しながら、わが国における近世イングランド財政史研究のレベルを一気に引き上げたことであろう。この部分を基軸に据えながら、第Ⅰ部(初期ステュアート

時の追加的戦費と負債は議会在責任を持つことになった(第6章)。財政上の特質として重要な点は、まず国王私財の内実が大きく転換した点である。すなわち、国王私財の基幹部分が失われ、三大間接税がその主要財源となったことで、国王私財の運用に関しても、議会の政治的干渉を許すことになったのである。そのため著者は、これを王政復古による擬似的「国王私財」の再興と捉えている。第二点目として、三大間接税は終身的で可変的な性格を持ち、好況時には国王の議会からの独立(=絶対君主制)を可能にし、不況時には減収により国王の議会依存を強めさせる傾向があった。実際に議会在当初、予期できなかったことは、商業革命の展開が、三大間接税の増徴をもたらし、「国王私財」を過度なまでに増大させたことである。議会の「財布の支配」が弛緩したことで、ジェイムズ2世にとって、議会からの財政的独立が実現し、議会軽視の政策展開が可能になったのである。ただし、(a)と(b)では、「国王私財」の中身や状況からして、「国王自活原則」の揺らぎの中身が全く異なっていたという著者の指摘は重要である。いずれにしても、こうして再び混合政体の二元的均衡体制が崩れて絶対主義的傾向が強まることになり、これが名譽革命の重要な起因の1つとなったのである。

(c) 名譽革命時の国王私財：国王私財の実質的廃止
名譽革命の評価を巡っては、近年、J. R. ジョーンズのようにその前後の連続性を強調する議論もあるが、著者はC. ロバーツの研究に依拠しながら、1690年の「歳入」確定の財政史的意義を重視し、同革命の画期的意義ならびに議会の優位性を強調する(第9章)。1690年に確定された歳入としては、(終身的・世襲的)消費税、(郵便収入その他の)世襲的収入、有期的関税などが議会により認められた。この歳入確定の特異性は、関税が終身ではなく4年間しか認められなかったこと、さらに「国王私財」が決定的に削減され、經常財政は恒常的に赤字になることが明らかであったことである。著者はその意味について、この時の庶民院が復古王政期の議会の苦い経験を踏まえて、ウィッグとトーリの別なく「頻繁な議会」(=財布の支配)を保証するものとして、あえて「不十分な歳入」を用意した点を強調している(第9章、388-92頁)。

そしてシヴィル・リスト法(1698年)の成立により、国王の生涯年額が70万ポンドに設定され、その中身も文政費(=シヴィル・リスト)のみが終身で与えられ、その他の全「歳入」を議会在掌握し、

(平時・戦時を問わず)軍事費は負債とともに議会の管掌下にはいったのであった(第10章)。ただし、この時点では、国王は「独立の収入」を用いて議会への「国王の影響力」をなお維持していた点で、「混合・均衡体制」はまさに徳侯で踏みとどまった(398頁)と著者は指摘する。いずれにしても、名譽革命は、最終的に「国王私財」を実質的に廃止したことで、混合王政を、絶対王政ではなく制限王政として、また議会在優位の租税国家として転成させたというのが本書の結論である。

では、本書の財政史研究としての意義を十分に認めた上で、そこから浮かび上がる疑問点や、今後の課題についていくつか指摘してみたい。

第1に混合王政や租税国家成立の意義について論じる際に、「国王私財」の転成に焦点を据えることで、いくつかの重要な論点が捨棄されてしまっていることである。たとえば「革命の20年(1642-1660)」の政治・財政状況については、「国王私財」が消失してしまった時期であることから、殆ど触れられていない。17世紀から18世紀初頭までの直接税(補助税、査定税、割当税など)とくに土地税の動向、ならびに間接税との関係性についても殆ど触れられていない。1692年以降、土地税は議会の承認を必要とするものの恒久税化していき、間接税とともに名譽革命期の財政を支えていたことは、やはり重要である。さらに、消費税の本格的導入が、制限王政や議会在主権に向けての道筋をつけたとされるが、ことはそれほど単純な問題ではなかった。それは議会在にとって、直接税である土地税の恒久税化を回避し、地主層の税負担を軽減するとともに、中下層民を租税体系の中に本格的に組み込んでいく政治的意図も見られたのである。当然のことながら、消費税を巡って、逆進性による税負担の不公平や国王権力の強大化の懸念といった政治的論争が絶えることはなかったのである。1683年に消費税が請負制から直接徴収制に移行し、常勤の消費税官が中央政府の官吏として国内に配置されたことも重要である。J. ブルーワが「財政軍事国家」論の中で論じたように、18世紀を通して消費税は官僚化・中央集権化がもっとも進んだ政府部門となるのである。

第2に著者は修正主義者(G. R. エルトン、C. ラッセル、K. シャープ、H. G. ケーニヒスベルガー、J. P. ケニヨンなど)が、前期ステュアート朝の議会在は無力で「消滅の道」を歩んでいたとする点を批判し、この時期の議会在の「財布の支配」の持続的生命力を強調し、議会在が「因らずも「内乱への王道」

を歩んだ」(122頁)と結論づけている。しかしながら、本書では修正主義者の議論が、あまりに矮小化されている印象を受ける。たとえば、現在の、彼らの議論が一国史観やイングランド史観を克服し、「複合国家論」、「三王国論」さらに「礫岩国家論」といった国家論を生み出している点の説明も必要であろう。また著者の議論は、ウィッグ史家らの議論との親和性が認められる。たとえば著者は第4章でT.コグズウェルの研究に依拠してラッセル説を批判しているが、彼はD.ハースト、R.カストラと並ぶ代表的なポスト修正主義論者である。修正主義批判を経て、ウィッグ史観に回帰するのではなく、彼らがいかなる国家や議会に関するヴィジョンを持っているのか、明確に説明することが今後の課題となろう。

最後に著者は、「1830年のシヴィル・リスト法」によって、シヴィル・リストが私的な王室費に限定され、これをもって「名譽革命後のシヴィル・リストは「百数十年の年月を経て「一大終局」を迎える」と本書を締めくくっている(398頁)。財政的均衡は決定的に崩れたわけだが、他方で、外形的にはあれ「今日に至ってもイギリスは、国王・貴族院・庶民院の混合・均衡体制をとっている」(377頁)とも述べている。財政的に著しい制限を加えられた国王が、いかにして自らの独立性を担保し、議会との均衡体制を保っていたのかという問題は、行財政史的観点からだけでは説明できないであろう。かつてE.ホブズボウムは『創られた伝統』の中で、まさに1830年頃以降、儀礼などを通じて「伝統の創出」が行われ、英国君主制の象徴的機能が増していったことを明らかにした。混合政体の研究には、行財政史とこうした政治文化史の研究の接合が求められることになるのであろう。

注

- 1) ジョン・ブリュア/大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃：戦争・金・イギリス国家1688-1783』名古屋大学出版会、2003年。
- 2) E・ホブズボウム、T・レンジャー編/前川啓治、髙原景昭他訳『創られた伝統』、紀伊國屋書店、1992年。(ミネルヴァ書房、2021年1月、407頁、8,500円+税)